

平成27年度行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	特別支給金			担当部局	労働基準局	作成責任者		
事業開始年度	昭和49年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	労災管理課	木塚 欽也		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定			政策・施策名	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰・援護等を図ること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号) 特別会計に関する法律第99条第1項第2号			関係する計画、通知等	-			
主要政策・施策	交通安全対策			主要経費	社会保障			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	災害補償たる保険給付への上積み補償として、休業特別支給金や障害特別支給金等の支給を行い、被災労働者とその遺族の援護を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	特別支給金は、災害補償たる保険給付への上積み補償として、被災労働者等に対して以下のとおりの支給を行っている。 ○休業特別支給金 : 休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額 ○障害特別支給金 : 障害(補償)年金に付随するもの: 障害の程度に応じ、342万円から159万円までの一時金 : 障害(補償)一時金に付随するもの: 障害の程度に応じ、65万円から8万円までの一時金 ○障害特別年金 : 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金 ○障害特別一時金 : 障害の程度に応じ、算定基礎日額の503日分から56日分の一時金 ○遺族特別支給金 : 遺族の数にかかわらず、一律300万円 ○遺族特別年金 : 遺族の数等に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の年金 ○遺族特別一時金 : 算定基礎日額の1,000日分の一時金 ○傷病特別支給金 : 障害の程度により114万円から100万円までの一時金 ○傷病特別年金 : 障害の程度により算定基礎日額の313日分から245日分の年金							
実施方法	直接実施							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
		計	117,367	117,136	115,292	113,136	0	
	執行額	104,841	101,712	精査中	-	-		
執行率(%)	89%	87%	0%	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27年度	
	被災労働者からの請求に基づき、適切な給付を行い執行実績を適切に予算に反映させる。	成果目標を予算額、成果実績を実績額として設定する。	成果実績	百万円	104,841	101,712	精査中	-
			目標値	百万円	117,367	117,136	115,292	114,420
			達成度	%	112%	115%	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込		
	保険給付支払件数	活動実績	件	1,574,701	1,539,429	-	-	
		当初見込み	件	-	1,499,717	1,461,146	-	
単位当たりコスト	算出根拠	単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込		
	本経費は、被災労働者等の請求に基づき支給する保険給付費であり、単位当たりコストの算出にはなじまない。	単位当たりコスト	-	-	-	-		
	計算式	/	-	-	-	-		
平成27・28年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	労災援護給付金	113,136	-					
	計	113,136	0					

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	被災労働者等への保険給付は広く国民のニーズがあり、また、本事業はその保険給付と不可分である上積補償であるため、国費を投入する必要があり、国民や社会のニーズを的確に反映している。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	強制加入保険である労災保険の給付については、労災保険を管掌する国が直接実施すべき事業であり、本事業はその保険給付と不可分である上積補償である。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	被災労働者等への保険給付の上積補償であり、優先度の高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	労働基準法上の事業主の災害保証責任を担保するための制度である労災保険の保険給付と不可分である上積補償であることから、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		-	-	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	労災援護給付金は労災の被災労働者等への特別支給金の支給に必要な経費である。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	精査中	
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		-	-	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	目標に見合った実績となっている。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	見込みに見合った実績となっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	国家公務員災害補償制度及び地方公務員災害補償制度について類似の事業があるが、それぞれ対象者が異なり、適切な役割分担となっている。	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
	人事院		休業援護金		
	総務省		休業援護金		
点検・改善結果	点検結果	特別支給金については、被災労働者への療養生活の援護、並びに被災労働者及びその遺家族の生活転換の援護等を目的として支給を行うものである。また、本体給付である保険給付と不可分の加給金的な関係にあり、各保険給付と相まってこれを補う所得的效果を備えているものである。 なお、当該経費の26年度実績額は集計中である。			
	改善の方向性	今後も実績等を勘案し、必要額を精査の上、予算要求を行うこととする。			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	660-13	平成23年度	978	平成24年度	821
平成25年度	416	平成26年度	427		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

平成25年度実績

厚生労働省
101,712百万円

(特別支給金については給付種別に応じて厚生労働
本省及び都道府県労働局・労働基準監督署にて支払)

(被災労働者への療養生活の援護、
並びに被災労働者及びその遺家
族の生活転換の援護等に必要)



【請求に基づき支給】

A. 被災労働者等
101,712百万円

(特別支給金の請求)

資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位：百万
円)

費目・用途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)	A.被災労働者等			E.		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
	特別支給金	休業特別支給金等	101,712			
	計		101,712	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	被災労働者等	特別支給金の請求	101,712	—	—